

○財務省告示第三百二十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年九月二十一日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年十月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百三十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|----|-------|-------------|----------|----------------|------|------|------|----------------|---|----------------|----------------|
| 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | | 十二 | | | | | ロ | | イ | |
| 払込期日 | 者入札参加 | 場所 | 元金支払額 | 償還金額 | 償還期限 | 行争入札発 | 非価格競 | 者・第I | 特別参加 | 国債市場 | 格 | 入札発行 | 価格競争 |
| 平成二十二年九月二十一日 | 財務大臣から通知を受けた者 | | 日本銀行 | 額面金額百円につき百円 | 償還金を支払う。 | ただし、償還期が銀行休業日に | | | | 十面金額百円につき九十九円八 | 格 | 十面金額百円につき九十九円八 | 額面金額百円につき九十九円八 |